

「秋田県令和元年度第1回公募公債」の発行条件について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷明弘）では、秋田県が発行する全国型市場公募地方債^(注)である「秋田県令和元年度第1回公募公債」を、次のとおり募集いたします。

1 「秋田県令和元年度第1回公募公債」の発行条件

- (1) 正式名称 「秋田県令和元年度第1回公募公債」
- (2) 発行者 秋田県
- (3) 発行総額 100億円
- (4) 表面利率 年0.050%
- (5) 発行価格 額面100円につき100円
- (6) 応募者利回り 年0.050%
- (7) 購入単位 1万円単位
- (8) 募集期間 令和2年3月6日（金）正午～令和2年3月18日（水）
- (9) 発行日 令和2年3月25日（水）
- (10) 償還日 令和12年3月25日（月）（注）10年満期一括償還
- (11) 利払日 年2回（3月、9月の各25日、銀行休業日の場合はその前営業日）
- (12) 購入できる方 特に制限はありません。
- (13) 購入限度額 特に制限はありません。

2 当行での募集内容

- (1) 募集額 8億円
- (2) 募集取扱店 全営業店（出張所を含む。）
- (3) 募集方法 令和2年3月6日（金）正午から先着順に募集を開始し、募集額が8億円に達した時点で募集を終了させていただきます。

（注）全国型市場公募地方債とは

地方債の一種で、資金調達の安定化を目的として地方公共団体が引受先である銀行や証券会社等を通じて、投資家に対して広く購入を募る債券のことをいいます。「全国型市場公募地方債」は、全国の投資家から幅広く資金を調達するものですが、窓口販売しますので法人や個人の方もご購入いただけます。

（以 上）

(別 紙)

「秋田県令和元年度第1回公募公債」のリスク等について

本債券のお取引は、当行が直接の相手方となりお客様とのお取引を成立させます。

本債券の購入をご検討いただく場合は、以下のリスク等に関する内容を十分にご理解のうえ、
当行所定の契約締結前交付書面をよくお読みください。

◆手数料など諸費用について

○地方債を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

○口座管理にかかる手数料はありません。

◆償還日前の換金等について

○償還日より前に万一換金の必要が生じた場合は、その時の市場価格によって当行が買い取らせていただきます。

○ただし、地方債の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動しますので受取金額が投資元本を下回る場合があります。

○市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

○利払日や償還日の直前には、換金できない期間があります。

◆発行者の信用状況の悪化などにより損失が生じるおそれがあります。

○地方債は安全性の高い金融商品ですが、発行者である地方公共団体等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるおそれがあります。

○償還日より前に換金する場合、発行者の信用状況の悪化等により市場価格が下落し、受取金額が投資元本を下回る場合があります。

◆地方債のお取引は、クレーリング・オフの対象にはなりません。

商 号 等 株式会社秋田銀行 登録金融機関 東北財務局長（登金）第2号
加 入 協 会 日本証券業協会

(以 上)